

令和8年8月千葉豪雨・令和8年台風第25号 による被害にあわれた方へのご案内

市公式
Webサイト



市川市では令和8年8月千葉豪雨および令和8年台風第25号により
被害にあわれた方へ各種支援制度を設けています。

最新の情報や詳細については市公式Webサイトをご確認ください。(令和8年10月20日時点)

1. 罹災証明書等の申請・発行について

●罹災証明書とは

地震や台風の風水害によって住家に被害があった場合に、市が被害状況を確認し、証明するものです。

●被災家屋等証明書とは

住家以外の被害について、被害の程度又は被害を受けた事実を証明するものです。

罹災証明書等の申請方法は市公式Webサイトからの申請、郵送での申請、窓口での申請の3つです。
なお、申請期間は原則として被災した日から1年以内です。

問い合わせ先 **財政部 税制課** **047-712-8658**



2. 災害見舞金について

【既存分】

対象	支給対象	金額	問い合わせ先
住家・アパート	床上浸水の被害を受けた場合	3万円 (社員寮等は1万円)	福祉部 地域共生課 047-712-8618



【拡大分】

1. 豪雨被害を受けた方への見舞金



対象	支給対象	金額	問い合わせ先
個人	・床上浸水の被害を受けた場合 上記既存の見舞金に1世帯あたり右記の金額を加算 ・住家設備(車両、エアコンの室外機など)に 損害を受けた世帯	2万円	福祉部 地域共生課 047-712-8618
事業者 (幼稚園・保育園)	・施設は床上浸水 ・設備(車両、エアコンの室外機など)は浸水により 損害を受けた場合	5万円 (甚大被害20万円)	こども家庭部 幼保施設管理課 047-711-1792
事業者 (その他)	・建物は床上浸水 ・設備(車両、エアコンの室外機など)は浸水により 損害を受けた場合	5万円	経済観光部 商工課 047-712-3691
農業者	・農作物、農業用施設または農業用機械に損害を 受けた場合	5万円 (甚大被害20万円)	経済観光部 農政課 047-711-1141

2. 特例利子補給金の支給

対象	内容	問い合わせ先
事業者	・復旧や事業継続のために融資を受ける場合に加え、既に融資を受けている 事業者が被災した場合に実質無利子となるよう利子補給金を支給(最大5年間)	経済観光部 商工課 047-712-8779

3. ボランティアによる支援について

自宅の片付けなどお困りごとがありましたらボランティアセンターにご相談ください。

●受付時間：午前9時～午後5時

●活動内容：荷物の運び出し、片付け、泥のかき出し、畳上げなど

※内容によってはご要望に沿えない場合があります。



問い合わせ先

社会福祉法人 市川市社会福祉協議会ボランティアセンター
047-320-4001

4. 生活への支援について

① 災害ごみの処分について

災害によって発生したごみの処分はクリーンセンターへお持ち込み可能です。
持ち込みが難しい方は、順次回収も行っていますが時間がかかる場合があります。



環境部 クリーンセンター 047-328-2326 (ごみの持ち込みに関すること)

環境部 清掃事業課 047-712-6301 (ごみの持ち込みが難しい方)

② 災害救助法に基づく住宅の応急修理について

準半壊以上の被災した住宅に対して、日常生活に必要な最低限度の部分の応急的な修理を行うことで、引き続き元の住宅で日常生活を営むことができるようにすることを目的に、市が修理業者に応急的な修理を依頼し、修理費用を市が直接修理業者に支払う制度です。



③ 災害救助法に基づく賃貸型応急住宅について（千葉県）

住宅が全壊するなどの甚大な被害を受けた方を対象に、千葉県が民間の賃貸住宅を借り上げ、供与する制度です。



街づくり部 街づくり整備課 047-712-6327

④ 市営住宅の提供について

住宅が半壊するなどの被害を受け、居住困難となった方に一時避難先として先着順で全3戸の市営住宅を提供します。



福祉部 市営住宅課 047-383-9564

5. 市税等の納期内納付が困難な方、減免について

市税・国民健康保険税の納期内納付が困難な方へ

豪雨による被害にあわれた方で、市税・国民健康保険税について、期日までの納付が困難な場合は、所定の申請をいただくことにより、徴収猶予が認められる場合があります。



財政部 納税・債権管理課 **047-712-8653**

① 令和8年度個人市民税の減免について

豪雨により納税義務者本人、配偶者または扶養親族が所有する住宅、家財について損害を受けられた方で、前年の合計所得金額が1,000万円以下の方は、申請により損害の程度に応じて個人市民税・県民税が減免となる場合があります。



財政部 市民税課 普通徴収グループ **047-712-8660**

特別徴収グループ **047-712-8664**

② 令和8年度固定資産税・都市計画税の減免について

豪雨により課税されている家屋・土地・償却資産に被害を受けた所有者は、被害を受けた日以降の納期に係る固定資産税・都市計画税が減免となる場合があります。



財政部 固定資産税課 課税グループ **047-712-8667**

③ 国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金に関する減免について

豪雨による被害を受けられた方は、国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金の保険料等が減免になる場合があります。



保健部 国保年金課 賦課収納グループ **047-712-8534**

災害に便乗した悪質商法に注意しましょう!

災害時には、それに便乗した住宅や自動車の修理などの悪質商法が多数発生しています。

特に最近「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」など、「保険金が使える」と勧誘する手口について、全国の消費生活センター等に相談が寄せられています。

被災後の混乱に便乗し、点検商法や不当な高額請求などのトラブルが増えます。

契約はその場で決めず、周囲や公的窓口相談することが重要です。



市民部 消費生活センター **047-712-8629**